※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更になる場合があります。



防災•危機管理

11月9日は[119番の日]

通信指令課 🔟 0276-33-0119

いざというときに備えて、正しい通報の 方法やポイントを確認しましょう。

火災 「まずは身の安全を確保」

消防職員が次のことを伺います。

- ○燃えている物
- ○消防車が向かう住所や近くの目標物
- ○逃げ遅れやけが人がいるか
- ○通報者の氏名

救急 「本当に必要な場合は迷わず通報」

消防職員が次のことを伺います。

- ○病気かけがか
- ○救急車が向かう住所や近くの目標物
- ○傷病者の年齢・性別・状態
- ○通報者の氏名
- ※適切な医療機関へ搬送するため、傷 病者の持病、かかりつけの病院などを 尋ねる場合があります。また消防職員 が電話を通じて傷病者への応急処置 (胸骨圧迫やAED使用など)をお願 いすることもあるので協力ください。
- ※119番映像通報システムでの映像送 信の協力をお願いすることがあります。

問い合わせ

火災の状況など 災害案内テレホンサービス **■**0180-992-666 受診可能な病院 病院案内テレホンサービス

III 0276-45-7799

環境・エネルギー

犬猫の飼い主募集

環境政策課 圖0276-47-1953 県動物愛護センター **■**0270-75-1718

県動物愛護センター(佐波郡玉村町) では犬猫の飼い主を募集しています。希 望者は手続きが必要です。

※詳しくは同センターへ問い合わせるか 同センターHPをご覧ください。





健康福祉

身体障がい者巡回相談

障がい福祉課 ■0276-47-1929

日時 12月9日(水)、午後1~3時

会場 市役所3階大会議室

内容 義手、義足、車椅子、装具などを 必要とする人や修理を受けたい人の相談 持ち物 印鑑·身体障害者手帳

は電話で、障がい福祉課(市役所1階)へ ※手帳交付の診断は行いません。希望 者は医療機関(指定医)の診断を受

申し込み 11月20日金までに直接また

※障がいが重いなどの理由で会場に来 場できない人には、状況に応じて住宅 訪問診査を行うので相談ください。

けてください。



農業

イノシシ出没に注意

農業政策課 ■0276-20-9714

八王子丘陵や金山、渡良瀬川河川敷 周辺で夕方から早朝にかけてイノシシが 出没し農業被害や交通事故が発生して います。正しい知識で被害や事故を未然 に防ぎましょう。

餌付けをしない!

餌付けをすると人を怖がらなくなり、住 宅地へ入り込んでしまいます。果樹を収 穫せず放置するのも餌付けと同じです。 収穫しない果樹は伐採しましょう。

遭遇してしまったら

イノシシは臆病なので突然襲ってくるこ とはありません。街中に下りてきても自然 と山へ帰ります。

遭遇したときは、後ずさりをしながらイノ シシの移動ルートを確保してください。慌 てて走らず、速やかに建物や車の中、木 や塀の上などの高い所に避難しましょう。

街中でイノシシを見たら

太田警察署または農業政策課へ連絡 ください。

※野生鳥獣を無許可・無免許で捕獲す ることは法律で禁止されています。



お知らせ

平成27年度発行 「おおた市民債」満期

財政課 ■0276-47-1816 市内群馬銀行各支店

平成27年度に発行したおおた市民債 が満期になり、元金が一括償還されます。 債権は金融機関に保護預かりとなってい るため、自動振り込みされます。

入金日 11月6日金

人権擁護委員を紹介します

市民そうだん課 🔟 0276-47-1897

10月1日付で、渡邉碩志さん(別所 町・再任)、清水眞知子さん(東長岡町・再 任)、塚本賢丈さん(新田大根町・再任)、 見持雅昭さん(新田小金井町・再任)、 深川理恵さん(本町・新任)が、人権擁 護委員として法務大臣から委嘱されまし た。人権擁護委員は皆さんの身近で起き た人権に関する悩みを聞き問題解決に 努めますので、お気軽に相談ください。

11月30日は年金の日

太田年金事務所 ■0276-49-3716

未来の生活設計について考えてみま せんか。「ねんきんネット」は自分の年金 記録を確認でき、年金受給見込み額をさ まざまなパターンで試算できます。

詳しくは日本年金機構 のHPをご覧になるか太 田年金事務所に問い合わ せください。



NEW STYLE VENDOR

自動販売機で物産をPR

市内で企画・生産・販売された物産やスイーツを取り 扱う自動販売機を設置しました。非対面での新しいPR方 法で市の魅力を発信します。

船物産

場所 観光案内所前(太田駅構内)

販売品目 ニット製マスク、おもちゃ、だるまなど



場所 市役所1階南玄関付近

販売品目 焼き菓子、ケーキ、クレープなど



広報課 ■0276-47-1812 ※おおたシティプロモーション認定事業です。

私のまちの 1%まちづくり事業

生品地区コミュニティ広場

グラウンドゴルフ場維持管理事業

定期的に草むしりや除草剤を散布し、 年間を通して場内をきれいに保ちました。 誰もが安心・安全に利用できる場所にな り、利用者も増えました。今後も美化運動 を継続するとともに会員の参加も呼び掛 け、地域住民の潤いの場にしていきます。



地域総務課 ■0276-47-1923



11月は児童虐待防止推進月間

オレンジリボン運動啓発強化月間

昨年度の市内の虐待通告件数は397件に上っています。児 童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格 の形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成に懸念を及ぼ します。児童虐待について、もう一度考えてみましょう。

どんな行為が虐待になるの?

- ●身体的虐待=たたく、殴る、蹴る、投げる、乳幼児を激しく揺さぶる、たばこなどの火 を押し付ける、戸外へ閉め出す
- ●ネグレクト(養育放棄)=適切な食事を与えない、入浴させない、室内や屋外に放置 する、学校に行かせない、病院へ連れて行かない
- ●心理的虐待=大声で怒鳴る、暴言を繰り返す、無視する、きょうだい間の差別的取り 扱い、存在否定や自尊心を傷つける言動
- ●性的虐待=わいせつな行為をする・させる

虐待はなぜ起こるの?

- ●[こうしなければ][こうでなければ]というプレッシャーに母親が追い詰められる
- ●夫の育児協力が得られない
- ●育児相談ができる人がいない
- ●産後うつ、アルコール依存症など

虐待になる前に相談を

相談は支援の入り口です。悩みが深刻になる 前にぜひ相談してください。

相談先 こども家庭相談室(東光虹の家内)



東部児童相談所

III 0276-47-1911 **■**0276-57-6111 **■**0276-22-4754

家庭児童相談室(こども課内)